（長野地方裁判所判事補兼長野家庭裁判所判事補・松本簡易裁判所判事）同　小口　五大
（大阪地方裁判所判事補兼大阪家庭裁判所判事補・大阪簡易裁判所判事）同　峯　健一郎
（富山地方裁判所判事補兼富山家庭裁判所判事補・富山簡易裁判所判事）同　山口　貴央
（福岡地方裁判所判事補兼福岡家庭裁判所判事補・福岡簡易裁判所判事）同　林　直弘
（福岡地方裁判所判事補兼福岡家庭裁判所判事補・小倉簡易裁判所判事）同　大友真紀子
（鹿児島地方裁判所判事補兼鹿児島家庭裁判所判事補・鹿児島簡易裁判所判事）同　竹中　輝順

兼官を免ずる（各通）（以上三月二十五日）

## 法務省

○定年退官

丸亀区検察庁副検事岩濱邦年は、検察庁法第二十二条の規定により三月二十五日限り定年退官

# 叙位・叙勲

**○叙位**

従五位に叙する
駒田　拓一

従五位に叙する
佐藤　全賢　新見　基茂
信江　茂　吉田　喜三

正六位に叙する（各通）（以上二月二十日）
小林　周喜　藤山　増美

従五位に叙する（各通）（二月二十一日）
大森　一雄

従四位に叙する
古川　司

従五位に叙する
正八位
市川　昭男　大沼　修
塩見　實　濱　守一

正六位に叙する（各通）
家入　春喜
川嶋　弘

従六位に叙する（各通）（以上二月二十一日）
石橋　忠雄

正四位に叙する
岡田　三郎

従五位に叙する
正五位に叙する
（東京都練馬区長）
志村豊志郎

従五位に叙する（各通）
今成　力　岸本　郁男
小林　博美　西郷　一義
西山　欣爾　増井　勲

正六位に叙する（各通）
荒川　孝子
早川　孝雄

従六位に叙する（各通）
小林鯉一郎
林　正雄

正七位に叙する（以上二月二十三日）
手塚　元一

従四位に叙する
瀬戸　健男

従五位に叙する
押切　恭一
杉村　倶　境　辰五郎
長　忠生

正六位に叙する（各通）
新井　邦武　内藤　清彦
三島　伸夫　光瀧　徳市

従六位に叙する（各通）
中安　洋　増田　元保

正七位に叙する（各通）（以上二月二十四日）
（国立大学法人職員）
清水　徹

従四位に叙する
島村　弘岳

従六位に叙する（以上二月二十五日）
岡　靖彦

従三位に叙する
（東京商船大学名誉教授）正八位
内海　博

正四位に叙する
（富山大学名誉教授）

従四位に叙する（以上二月二十六日）

**○叙勲**

穴井　芳明　鮎川　克司
國島　茂男　田中　哲雄

旭日単光章を授ける（各通）（二月二十日）
深澤直十郎　渕尻　一三

旭日単光章を授ける（各通）（二月二十一日）
（東京都練馬区長）
志村豊志郎

旭日小綬章を授ける
遠藤　榮吾　後藤　一利　帝釋　理生
千葉　春夫　中野　武夫　永本　幸義

旭日単光章を授ける（各通）（以上二月二十三日）
佐藤　全賢　吉田　喜三

瑞宝双光章を授ける（各通）（二月二十日）
深山　源衛

瑞宝単光章を授ける（二月二十一日）
大森　一雄

瑞宝小綬章を授ける
市川　昭男　大沼　修　九島　賢鋭
塩見　實　二階堂秀男

瑞宝双光章を授ける（各通）（以上二月二十二日）
武井　徳一

瑞宝小綬章を授ける
岸本　郁男　衣川　璋
小林　博美　増井　勲

瑞宝双光章を授ける（各通）
早川　孝雄　山崎　洋祐

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十三日）
境　辰五郎　杉村　倶　内藤　清彦
中安　洋　原谷　公　三島　伸夫

瑞宝双光章を授ける（各通）（二月二十四日）
（国立大学法人職員）
清水　徹

瑞宝小綬章を授ける
相澤　勘壹

瑞宝単光章を授ける（以上二月二十五日）
（富山大学名誉教授）
宮脇　利男

瑞宝中綬章を授ける（二月二十六日）

# 皇室事項

**行啓**

皇后陛下は、三月二十四日午前九時三十八分御出門、「テート美術館の至宝　ラファエル前派展　英国ヴィクトリア朝絵画の夢」を御覧のため、森アーツセンターギャラリー（港区）へ行啓、同十時五十分還啓になった。

# 官庁報告

## 産業

**日本工業規格**

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成26年3月28日に下記の日本工業規格を制定したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成26年3月28日

経済産業大臣　茂木　敏充

記

制定された日本工業規格

建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第1部：市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法　A1481―1

建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第2部：試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法　A1481―2

建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第3部：アスベスト含有率のX線回折定量分析方法　A1481―3

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

## 労働

**争議行為の通知の公表について**

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、公立学校共済組合職員労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成26年3月31日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（山形県、東京都、岐阜県、広島県及び愛媛県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成26年3月28日

厚生労働大臣　田村　憲久

**別表**

山形県　公立学校共済組合東北中央病院
東京都　公立学校共済組合関東中央病院
岐阜県　公立学校共済組合東海中央病院
広島県　公立学校共済組合中国中央病院
愛媛県　公立学校共済組合四国中央病院